

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年1月24日

独立行政法人労働安全衛生総合研究所
理事長 前田 豊

◎調達機関番号 606 ◎所在地番号13

1 調達内容

- (1) 品目分類番号26
- (2) 購入等件名及び数量
独立行政法人労働安全衛生総合研究所（清瀬地区）で使用する電気
数量は仕様書による
- (3) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (4) 使用期間 平成26年4月1日から
平成27年3月31日
- (5) 需要場所 独立行政法人労働安全衛生総合研究所 〒204-0024 東京都清瀬市梅園1-4-6
- (6) 入札方法
入札金額は当法人が提示する業務用電力に基づき、各社において設定する契約電力（常時電力）に対する単一の単価（月額）、使用電力量に対する単価（同一月においては単一のものとする。）に従って計算した総価（消費税相当額を含める。）とする。入札書には当該総価を記載し、入札内訳書を添付すること。

2 競争参加資格

- (1) 契約を締結する能力を有しないと認められる者及び破産者で復権を得ていない者でないこと。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者はこの限りではない。
- (2) 以下の一に該当すると認められる場合は、その事実があった後2年間を経過している者であること。なお、これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
 - ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは

- 製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由が無くて契約を履行しなかった者
 - ⑥ ①～⑤の一に該当する事実があった後2年間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 平成25・26・27年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長から「物品の販売」でA,B又はC等級に格付けされている者であること。
- (6) 電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
- (7) 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件に関し、入札説明書等に掲げる入札適合条件を満たす者であること。
- (8) 官庁から指名停止を受けている期間中に該当しない者
- (9) 入札説明書の交付を受けた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒204-0024 東京都清瀬市梅園1-4-6 独立行政
法人労働安全衛生総合研究所総務部総務課経理
第一係 松下 修一郎 電話042-491-4512

(内線229)

(2) 入札説明書の交付方法 本公告の日から上記3
(1)の交付場所にて交付する。

(3) 入札書の受領期限 平成26年3月17日11時00分
独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務部
総務課経理第一係

(4) 開札の日時及び場所 平成26年3月18日11時
00分 独立行政法人労働安全衛生総合研究所
総務課会議室

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に
参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を開
札日の前日までに提出しなければならない。入札
者は、独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事
長から当該書類に関し説明を求められた場合には、
それに応じなければならない。

(4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のな
い者の提出した入札書、入札者に求められる義
務を履行しなかった者の提出した入札書は無効
とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 本公告に示した役務を履行
できると独立行政法人労働安全衛生総合研究所
理事長が判断した入札者であって、予定価格の
制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を
行った入札者を落札者とする。

(7) 詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the
procuring entry : Yutaka Maeda President of
National Institute of Occupational Safety and
Health, Japan

(2) Classification of the products to be pro-
cured : 26

(3) Specification of the products to be procured : Based
on a tender description and a specification

- (4) Nature and quantity of the products to be required :
- nature ; Electricity to use in National Institute of Occupational Safety and Health, Japan Kiyose district
 - quantity ; As shown in the tender description
- (5) Fulfillment period : April 1, 2014 through March 31, 2015
- (6) Fulfillment place : National Institute of Occupational Safety and Health, Japan
1-4-6 Umezono Kiyose-shi Tokyo Japan
- (7) The method of a tender : The price of tender shall be the amount obtained by adding the consumption tax to the total amount of all expenses concerning the fulfillment of this supply
- (8) Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
- ① have an ability to conclude this contract, or not be bankrupt who has not reinstated. Furthermore, minors, person under conservatorship or person under assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons,
 - ② a) not intentionally executed construction work or production with poor workmanship, or not committed dishonest acts concerning the quality or quantity of goods in the course of performance under a contract,
 - b) not disturbed the enforcement of fair competition, impaired fair pricing, or conspired with others to gain improper profits,
 - c) not blocked a successful bidder from executing a contract, or not prevented a contractor from performing his obligations under a contract,
 - d) not prevented government officials from performing their duties in exercising

- supervision or making an inspection,
- e) not failed to perform his contractual obligations without just cause,
 - f) not hired anyone who committed any of the foregoing acts within the last two years as an agent, manager or employee for the performance of a contract,
- ③ prove to have no false statement in tendering documents
 - ④ prove neither the business condition nor credibility is deteriorating
 - ⑤ have Grade A or B or C on “sale of products” in terms of the qualification for participating in tenders by Director, Accounts Division, Minister`s Secretariat, Ministry of Health, Labour and Welfare, (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year of 2013,2014 and 2015
 - ⑥ have permission to be a general electric enterprise in accordance with article 3, section 1 of the Electricity Utilities Industry Law, or have registered as a specified scale electric enterprise in accordance with article 16-2, section 1 of the same law
 - ⑦ fulfill the requirement Mentioned in the tender manual that are stated from the viewpoint of reducing Carbon dioxide
 - ⑧ Those who do not correspond during the period which has received the nomination stop from the government office
 - ⑨ receive a tender description
- (9) Time limit for tender : 11:00 , March 17, 2014, at National Institute of Occupational Safety and Health, 1-4-6 Umezono Kiyose-shi Tokyo Japan
- (10) Language to be used in the procurement contract : Japanese
- (11) Currency of procurement : Japanese Yen
- (12) Tender deposit and a contract deposit : Exemption
- (13) Matters required for the person conducting

the tender : The person must be submitted documents shown in the tender description, by the time limit for tender. If prompted for an explanation regarding that documents from the president of National Institute of Occupational Safety and Health, Japan he must respond to it.

(14) Invalidity of a tender : A tender which submitted by a person who does not have the qualification set forth in this document or do not fulfill the obligations required for tender shall be voided.

(15) The necessity for making a contract : Required

(16) Method for determining the successful tender:

A person who has be determined by the president of National Institute of Occupational Safety and Health, Japan to be able to supply the products set forth in this document, and made a valid bid by the lowest price within the limits of the expected price shall be successful .

(17) Contact point for the notice :

Shuichiro Matsushita, Accounting Section,
National Institute of Occupational Safety and
Health, Japan 1-4-6 Umezono Kiyose-shi,
Tokyo 204-0024 Japan
TEL 042-491-4512 (EX:229)

入 札 説 明 書

独立行政法人労働安全衛生総合研究所（清瀬地区）で使用する電気

独立行政法人労働安全衛生総合研究所（清瀬地区）

入札説明書

1 競争に付するもの

独立行政法人労働安全衛生総合研究所（清瀬地区）で使用する電気

2 購入等件名及び数量

仕様書のとおり

3 契約期間 自 平成26年4月 1日 0:00

至 平成27年3月31日 24:00

4 需要場所 東京都清瀬市梅園1-4-6

独立行政法人労働安全衛生総合研究所（清瀬地区）

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札書の受領期限

日時 平成26年3月17日（月） 11時00分

場所 独立行政法人労働安全衛生総合研究所 清瀬地区
本部棟2階総務部総務課経理第一係

(2) 開札

日時 平成26年3月18日（火） 11時00分

場所 独立行政法人労働安全衛生総合研究所 清瀬地区
本部棟3階総務課会議室

6 入札心得

(1) 入札価格は、仕様書に基づいて算出した価格により入札を行う。

(2) 落札者は、本公告に示した役務を履行できると独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事長が判断した入札者であって、予定価格の制限内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者とする。

(3) 入札書の形式は別紙2のとおりとする。

(4) 入札書には、社名、代表者名及び代理人名の記入、社印、代表者印及び代理人印を押印すること。

(5) 代表者以外の者が入札する場合は、委任状を提出すること。（参考：別紙様式2）

(6) 入札書における金額訂正は行わないこと。

(7) 落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(8) 落札者及び落札価格については、入札をした者に対し書面にて連絡する。

7 入札者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、別紙1～5に示す書類を、開札日の前日である平成25年3月17日(月)11:00までに提出しなければならない。

8 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、別添1のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

9 その他

入札説明書についての不明点、入札書類等に関することは独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務部総務課経理第一係に問い合わせ下さい。

電話 042-491-4512 (内線 229) 松下

◎様式

別紙1 適合証明書

2 入札書

3 入札内訳書

4 委任状(代表者以外の者が入札する場合)

5 競争参加資格確認関係書類

6 契約書(案)

別添1 独立行政法人の契約に係る情報の公表

2 仕様書

3 平成26年度 月別予定使用電力量

4 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

5 (参考)直近1年間の実績を基準とした試算用使用電力量の内訳

適 合 証 明 書

平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名印
印

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 平成24年度の状況

	項 目	自社の 基準値	点数
①	平成24年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (実排出係数) (単位: kg-CO ₂ /kWh)		
②	平成24年度の未利用エネルギー活用状況		
③	平成24年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	譲渡 予定量	点数
④	グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)		

	項 目	取組の 有無	点数
⑤	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

①～⑤の合計点数	
----------	--

(注1) 1の「自社の基準値」及び「点数」には、別添4により算出した値を記載すること。

(注2) 1の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

(注3) 1の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

入 札 書

入札件名 : 独立行政法人労働安全衛生総合研究所（清瀬地区）で使用する電気

¥

(業務用電力に係る予定使用電力量 1, 226, 747 kWh)

(業務用蓄熱調整分に係る予定使用電力量 549 kWh)

上記のとおり入札説明書、契約条項及び仕様書その他関係事項一切を承諾のうえ入札いたします。

平成 年 月 日

住 所
商 号
代表者
代理人

印

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 理事長殿

年 月	基本料金													電力量料金				発電燃料費等の変動による調整額 (燃料費調整額)			合 計	蓄熱調整契約割引料金				総 合 計
	基本料金				夏 季			その他季			総使用電力量			合 計 (円) n=g+j±m	数量 (kWh) o	料金単価 (円) p	割引率 q	計 (円) r=o×p×q	総 合 計 (円) s=d+n-r							
	契約電力 (kW) a	単価 (円/kW・月) b	力率 (%) c	計 (円) d=a×b× ((185-c)/100)	使用電力量 (kWh) e	単価 (円/kWh) f	計 (円) g=e×f	使用電力量 (kWh) h	単価 (円/kWh) i	計 (円) j=h×i	総使用電力量 (kWh) k=e+h	単価 (円/kWh) l	計 (円) m=k×l							数量 (kWh) o	料金単価 (円) p	割引率 q	計 (円) r=o×p×q	総 合 計 (円) s=d+n-r		
平成26年 4月			100	0						0.00	0	0.00	0.00	0.00				0.00	0.00							
平成26年 5月			100	0						0.00	0	0.00	0.00	0.00				0.00	0.00							
平成26年 6月			100	0						0.00	0	0.00	0.00	0.00				0.00	0.00							
平成26年 7月			100	0			0.00				0	0.00	0.00	0.00				0.00	0.00							
平成26年 8月			100	0			0.00				0	0.00	0.00	0.00				0.00	0.00							
平成26年 9月			100	0			0.00				0	0.00	0.00	0.00				0.00	0.00							
平成26年10月			100	0						0.00	0	0.00	0.00	0.00				0.00	0.00							
平成26年11月			100	0						0.00	0	0.00	0.00	0.00				0.00	0.00							
平成26年12月			100	0						0.00	0	0.00	0.00	0.00				0.00	0.00							
平成27年 1月			100	0						0.00	0	0.00	0.00	0.00				0.00	0.00							
平成27年 2月			100	0						0.00	0	0.00	0.00	0.00				0.00	0.00							
平成27年 3月			100	0						0.00	0	0.00	0.00	0.00				0.00	0.00							
年 計					0			0			0				0				0.00							
入札金額(税込)																		0								

上記入札内訳書の各月の電気料金算定式等は、以下のとおりです。
 (小数点以下切捨て)
 入札金額 = 総価額 × 1.08

○税込み金額

- 基本料金
 $d = \text{契約電力}(a) \times \text{契約電力基本料金単価}(b) \times \{ (185 - \text{力率}(c)) \div 100 \}$
- 電力量料金
 $n = \text{①} + \text{②} + \text{③}$
 ①夏季電力量料金 (g) = 各月の夏季使用電力量 (e) × 夏季電力量料金単価 (f)
 ②その他季電力量料金 (j) = 各月のその他季使用電力量 (h) × その他季電力量料金単価 (i)
 ③燃料費調整額 (m) = 各月の総使用電力量 (k) × 燃料費調整単価 (l)
- 蓄熱調整契約割引料金
 $r = \text{蓄熱使用電力量}(o) \times \text{電気料金単価}(p) \times \text{蓄熱割引率}(q)$
- 総合計
 $s = \text{基本料金}(d) + \text{電力量料金}(n) - \text{蓄熱調整契約割引料金}(r)$

※上記入札内訳書の力率をご指示にもとづき100%として算定しておりますが、実際の電気料金請求における基本料金の力率割引増は、実際の各月の実績力率により算定いたします。
 ※電力量料金における料金単価区分は、仕様書別添「月別予定使用電力量」の区分に応じ設定しております。
 ※燃料費調整額は、上記入札内訳書においてはご指示にもとづき加味しておりません。
 ただし、実際の電気料金請求に際しては、ご請求時に対応した燃料費調整単価に各月の使用電力量を乗じた金額を差し引きまたは加算いたします。

委 任 状

(住所) _____

私は、(氏名) _____ 印 を代理人と定め下記事項の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

(委任事項)

独立行政法人労働安全衛生総合研究所（清瀬地区）で使用する電気

平成 年 月 日

住 所
商 号
代表者

印

独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事長 殿

競争参加資格確認関係書類

- 1 厚生労働省大臣官房会計課長（全省庁統一資格）から通知された等級決定通知書の写
- 2 電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ていることを証明する書類の写、又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っていることを証明する書類の写、その他これに類する条文の写し等
- 3 別紙1に掲げる適合証明書（二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件、別添2に掲げる条件を満たすこと）
- 4 その他参考資料 会社履歴書又はこれに類する書類
- 5 提出部数 1部

契 約 書 (案)

独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事長 前田 豊（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、独立行政法人労働安全衛生総合研究所（清瀬地区）で使用する電気の需給に関し、下記条項により電気需給契約を締結する。

記

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

（契約の目的）

第2条 乙は、別添仕様書に基づき、独立行政法人労働安全衛生総合研究所（清瀬地区）の使用する電力を需要に応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（契約金額）

第3条 契約金額は次のとおりとする。

（基本料金単価）

	基本料金 (1kwにつき)	消費税及び 地方税額	合計
契約電力	円	円	円

（電力量料金単価）

	従量料金単価 (1kwhにつき)	消費税及び 地方税額	合計
夏季（7月～9月）	円	円	円
その他季（上記以外）	円	円	円

（蓄熱割引率）

夏季蓄熱割引率	
その他季蓄熱割引率	

2 前項の消費税及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の77及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。

3 燃料費調整については、東京電力株式会社が定める電気需給約款（平成24年9月1日実施）に準ずるものとする。

4 乙の発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときは、別途定めるところにより価格を改定できる。

5 太陽光発電促進付加金は、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件による。

（契約保証金）

第4条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を全額免除する。

（需要場所及び期間）

第5条 乙が電気を供給する場所及び期間は、次のとおりとする。

場 所 東京都清瀬市梅園1-4-6 独立行政法人労働安全衛生総合研究所（清瀬地区）

契約期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日

（使用電力量の増減）

第6条 甲の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができるものとする。

（接続供給契約により生ずる債務の負担）

第7条 乙が東京電力株式会社と締結する接続供給契約によって電気の供給を行う場合は、当該接続供給契約によって生ずる料金その他の金銭債務（甲に起因し生ずる金銭債務を除く）は、乙が負担するものとする。

（契約電力の変更）

第8条 契約電力を変更する必要があるときは、甲乙協議の上変更するものとする。

2 甲が前項の規定によらず契約電力を超過した場合は、契約超過金の支払いについて甲乙協議を行い、契約超過金の支払いが適当であると認められたときは、甲は当該協議において決定された金額を契約超過金として乙に支払うものとする。

（計量及び検査）

第9条 計量は原則として毎月1日（以下「計量日」という。）に行うこととし、乙は計量日に記録された値の読みにより使用電力量等を算定し、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

（料金の算定期間）

第10条 料金の算定期間は前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とする。

（契約金額の支払）

第11条 乙は、第9条に定めた検査終了後、当該月における契約電力に第3条に定める契約金額（基本料金単価）を乗じて得た金額（以下「基本料金」という。）に当該月における使用電力量に第3条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た金額を加算した額から第13条に定める蓄熱割引額を減じた金額（当該金額に円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた金額とする。）を、1月毎に甲に請求するものとし、甲は乙から適法な支払請求書を受領した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に支払わなければならない。

（遅延利息）

第12条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、前条の約定期間内に料金を支払わないときは、遅延利息として約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払い金額の年3.0%の割合で計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、その金額に円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

（蓄熱割引額）

第13条 蓄熱運転により昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な電力量に対して蓄熱割引を行う場合は、以下の算式により蓄熱割引額を算定すること。なお、蓄熱割引額に銭未満の端数が生じた場合は、銭未満を切り捨てることとする。

蓄熱割引額＝1月の蓄熱電力量×電気量料金単価×蓄熱割引率

（債権譲渡の禁止）

第14条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年制令第350条）第1条の2に規定する金融融資に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることになったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

（機密の保持）

第15条 甲及び乙は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。なお、本契約終了後においてもこの責任を負うものとする。ただし、甲及び乙の業務運営上特に必要な場合は、この限りではない。

（契約の解除）

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき。
- (3) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約条項に違反したとき。

(違約金)

第17条 乙の責めに帰すべき事由により本契約が解除された場合は、乙は当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に第3条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額から契約期間満了の日までに係る第13条に定める蓄熱割引額を減じた額に第3条に定める基本料金を加算した額の105分の100に相当する額の10分の1に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(損害賠償)

第18条 甲は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

(談合等の不正行為に係る解除)

第19条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む）。

2 乙は、本契約に関し、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第20条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の108分の100に相当する額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付に命じない旨の通知を行ったとき。

四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の3若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する請負（契約）金額の108分の100に相当する額の100分の10に相当

する額のほか、請負（契約）金額の108分の100に相当する額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第6項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

二 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第21条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は当該期日を超過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（紛争等の解決方法）

第22条 この契約条項又はこの契約に定めのない条項については、紛争又は疑義が生じたときは、別にさだめる覚書によるほか甲乙の協議の上決定するものとする。

（合意管轄）

第23条 本契約に関する訴えの管轄は、甲の独立行政法人労働安全衛生総合研究所（清瀬地区）を管轄区域とする東京地方裁判所とする。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都清瀬市梅園1丁目4番6号
独立行政法人労働安全衛生総合研究所
理事長 前田 豊

乙

<独立行政法人の契約に係る情報の公表>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当研究所において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当研究所との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当研究所の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当研究所OB)の人数、職名及び当研究所における最終職名
- ② 当研究所との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当研究所との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当研究所OBに係る情報(人数、現在の職名及び当研究所における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当研究所との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他

応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

独立行政法人労働安全衛生総合研究所（清瀬地区）
で使用する電気仕様書

独立行政法人労働安全衛生総合研究所

独立行政法人労働安全衛生総合研究所（清瀬地区）で使用する電気仕様書

1 概要

- (1) 件名 独立行政法人労働安全衛生総合研究所（清瀬地区）で使用する電気
- (2) 契約種別 業務用電力
- (3) 需要場所 独立行政法人労働安全衛生総合研究所（清瀬地区）
東京都清瀬市梅園 1-4-6
- (4) 業種及び用途 研究所

2 仕様

- (1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数及び電気方式

- イ 供給電気方式 交流 3 相 3 線式
- ロ 供給電圧（標準電圧） 6, 0 0 0 ボルト
- ハ 計量電圧（標準電圧） 6, 0 0 0 ボルト
- ニ 標準周波数 5 0 ヘルツ
- ホ 受電方式 1 回線受電（本線 清瀬変電所）
- ヘ 蓄熱式負荷設備の有無 有（水蓄熱 1 1 1 m³）
(昼間時間から夜間時間への負荷移行を行っている。)
計量電圧（標準電圧） 2 0 0 ボルト

- (2) 契約期間

自 平成 2 6 年 4 月 1 日 0 : 0 0
至 平成 2 7 年 3 月 3 1 日 2 4 : 0 0

- (3) 契約電力及び予定使用電力量等

- イ 契約電力 5 5 0 キロワット
(契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計量される値が原則としてこれをこえないものとする。)
- ロ 業務用電力に係る予定使用電力量 1, 2 2 6, 7 4 7 k Wh
- ハ 業務用蓄熱調整分に係る予定使用電力量 5 4 9 k Wh
(月別の予定使用電力量は、別添 3 のとおり)

- (4) 電力量等の検針

- イ 自動検針装置 有
- ロ 電力会社の検針方法 遠隔自動検針

ハ 計量器構成（本線に設置）

三菱電機（株） 変成器付複合器（通信機能付精密級）

型番 WP3EM-R

交流3相3線式 110V 5A 50Hz

計器定数 1,000パルス/キロワット秒

1,000パルス/キロバール秒

パルス定数 50,000パルス/キロワットアワー

(5) 需給地点

独立行政法人労働安全衛生総合研究所の施設した第1号柱上の東京電力株式会社の架空引込線と独立行政法人労働安全衛生総合研究所の施設した開閉器電源側接続点

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(7) 保安上の責任分界点

電気工作物の責任分界点に同じ。

(8) その他

イ 力率については、使用期間中100%を保持する予定。

ロ フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

ハ 非常用発電設備（100kVA×1台）及び非常用蓄電池2台（本部棟、材料棟）を有している。

ニ 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、関東管内の一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。なお、入札価格の算定にあたっては、力率は100パーセントとし、燃料費調整及び太陽光発電促進付加金は考慮しないこととする。

ホ 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

(イ) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

(ロ) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

(ハ) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

(ニ) 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

平成26年度 月別予定使用電力量

年 月	業務用電力		業務用蓄熱調整分
	予定使用電力量 (kWh)	最大需要電力 (kW)	予定使用電力量 (再掲) (kWh)
平成26年 4月	81,473	226	36
平成26年 5月	96,360	254	39
平成26年 6月	103,171	245	38
平成26年 7月	113,906	324	34
平成26年 8月	131,299	355	38
平成26年 9月	109,082	262	32
平成26年10月	98,645	252	35
平成26年11月	88,238	295	37
平成26年12月	88,932	336	70
平成27年 1月	115,075	379	91
平成27年 2月	107,765	394	59
平成27年 3月	92,801	300	40
計	1,226,747		549

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条件

- (1) ①平成24年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②平成24年度の未利用エネルギー活用状況、③平成24年度の再生可能エネルギーの導入状況、④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量(予定使用電力量の割合)、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
①平成24年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (調整後排出係数)(単位: kg-co2/kwh) ※電気の入札に当たって使用する排出係数については、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣によって電気事業者ごとに個別に発表された係数又は国等において把握できる係数(各電気事業者がホームページで公表しているもの、地方公共団体がその地域に存する事業者向けに公表しているもの等)として適切に認められるもの。	0.350未満	70
	0.350以上 0.375未満	65
	0.375以上 0.400未満	60
	0.400以上 0.425未満	55
	0.425以上 0.450未満	50
	0.450以上 0.475未満	45
	0.475以上 0.500未満	40
	0.500以上 0.525未満	35
	0.525以上 0.550未満	30
	0.550以上 0.575未満	25
	0.575以上	20
②平成24年度の未利用エネルギー活用状況 (工場等の廃熱又は排圧、副生ガス等)	1.35%以上	15
	0.675%以上 1.35%未満	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③平成24年度の再生可能エネルギー導入状況	1.50%以上	15
	0.75%以上 1.50%未満	10
	0%超 0.75%未満	5
	活用していない	0
④グリーン電力証書(※)の調達者への譲渡予定量(予定使用電力量の割合)	5.0%	10
	2.5%	5
	活用しない	0

⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※一般財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に係るグリーン電力証書に限る。

(2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を独立行政法人労働安全衛生総合研究所に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事長に変更することをいう。書類等有る場合、その書類も譲渡することとする。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1 (1) の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3 契約期間内における努力等

(1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1 (1) の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。

(2) 1 (1) の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1 (1) の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

(表) 別添4の「各用語の定義」

用語	定義
①平成 24 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	<p>「平成 24 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次のいずれかの数値とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている平成 24 年度の二酸化炭素排出係数。 2 上記「1」の係数が無い場合、各電気事業者がホームページで公表している全電源平均の平成 24 年度の係数。
②平成 24 年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、平成 24 年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>平成 24 年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh) を平成 24 年度の供給電力量（需要端）(kWh) で除した数値</p> <p>(算定方式)</p> $\text{未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端)}}{\text{供給電力量 (需要端)}} \times 100$ <ol style="list-style-type: none"> 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量に按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については趣旨から考慮し、含まない。）をいう。 <ol style="list-style-type: none"> ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）（以下「FIT 法」という。）第二条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス 3 平成 24 年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他電気事業者への販売分は含まない。 4 平成 24 年度の供給電力量には他電気事業者への販売分は含まない。

<p>③平成 24 年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの</p> <p>(算定方式)</p> $\text{平成 24 年度の再生可能エネルギーの導入状況} = \frac{\text{①} + \text{②}}{\text{③}}$ <p>① 平成 24 年度自社施設で発生した再生可能エネルギーの電気の利用量(送電端(kWh))</p> <p>② 平成 24 年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) (ただし、太陽光発電の余剰電力買取制度および再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度による買取電力量は除く。)</p> <p>③ 平成 24 年度の供給電力量(需要電端(kWh))</p> <p>1 再生可能エネルギーとは、FIT 法第二条第 4 項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。</p> <p>2 ①、②の集計期間は FIT 法が施行された平成 24 年度 7 月から平成 25 年度 3 月分までの電力量を使う。</p> <p>3 平成 24 年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②)には他電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 ③は平成 24 年度つまり平成 24 年 4 月から平成 25 年 3 月までの供給電力量を使う。</p> <p>5 平成 24 年度の供給電力量(③)には他電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>⑤ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力デマンド監視による使用電力量の表示(見える化) ・需給逼迫時における需要家の電力使用抑制に資するサービス(リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入) <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等が挙げられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の健診結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

(参考)直近1年間の実績を基準とした試算用使用電力量の内訳

月分	使用電力量 (kWh)	有効電力量 (kWh)	ピーク時間電力量 (kWh)	その他季昼間電力量 (kWh)	夏季昼間電力量 (kWh)	夜間電力量 (kWh)	最大需要電力 (kW)	力率 (%)	蓄熱電力量(再掲) (kWh)
25 - 1	115,075	80,585		80,585		34,490	379	100	91
25 - 2	107,765	77,285		77,285		30,480	394	100	59
25 - 3	92,801	62,350		62,350		30,451	300	100	40
25 - 4	81,473	53,529		53,529		27,944	226	100	36
25 - 5	96,360	60,647		60,647		35,713	254	100	39
25 - 6	103,171	65,717		65,717		37,454	245	100	38
25 - 7	113,906	76,149	26,652		49,497	37,757	324	100	34
25 - 8	131,299	87,218	30,526		56,692	44,081	355	100	38
25 - 9	109,082	70,004	24,501		45,503	39,078	262	100	32
25 - 10	98,645	63,672		63,672		34,973	252	100	35
25 - 11	88,238	59,762		59,762		28,476	295	100	37
25 - 12	88,932	62,634		62,634		26,298	331	100	70
合計	1,226,747	819,552	81,679	586,181	151,692	407,195	*****	*****	549

●各電力量の定義

- (1)「ピーク時間電力量」＝夏季(毎年7月1日から9月30日までの期間)の平日午後1時から4時までの電力量。ただし、(4)に記載する日曜・祝日に該当する時間の電力量を除く。
- (2)「その他季昼間電力量」＝夏季以外の期間における、平日午前8時から午後10時までの電力量。ただし、(4)に記載する日曜・祝日に該当する時間の電力量を除く。
- (3)「夏季昼間電力量」＝夏季における「ピーク時間電力量」を除く、平日午前8時から午後10時までの電力量。ただし、(4)に記載する日曜・祝日に該当する時間の電力量を除く。
- (4)「夜間電力量」＝平日午後10時から午前8時までの電力量と日曜・祝日(「国民の祝日に関する法律」に規定する休日)および1月2日・3日、4月29日、5月1日・2日、12月30日・31日の使用電力量。

●試算条件 ※ 実際の使用電力量を基準として、以下のとおり仕分けし、試算用の各電力量を推定した。

- (1)「ピーク時間電力量」＝ 有効電力量 × 35% (小数第1位四捨五入)
- (2)「その他季昼間電力量」＝ 有効電力量
- (3)「夏季昼間電力量」＝ 有効電力量 - ピーク時間電力量
- (4)「夜間電力量」＝ 使用電力量 - 有効電力量
- (5)「最大需要電力」、「力率」は検針日単位の仕訳による使用実績を記載。
- (6)H25.4～H25.12の蓄熱電力量については、実績の記録がないためH24年度のデータを用いた。